

議案第6号

里庄町企業育成振興条例の制定について

里庄町企業育成振興条例を別紙のとおり定める。

平成26年3月5日提出

里庄町長 大内 恒章

(提案理由)

町内において、製造の事業の用に供する設備を新設又は増設する者に対し、奨励措置を行うことにより、町内産業の振興を図り、もって町勢の発展に寄与することを目的に、里庄町企業育成振興条例を制定する必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

## 里庄町企業育成振興条例

### (目的)

第1条 この条例は、町内において、製造の事業の用に供する設備を新設又は増設する者に対し、奨励措置を行うことにより、町内産業の振興を図り、もって町勢の発展に寄与することを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 設備 営利を目的として物の製造又は加工を行うために必要な施設及び附帯施設をいう。
- (2) 新設 新たに設備を設置するものをいう。
- (3) 増設 既存の設備を拡張し、又は増加するものをいう。
- (4) 従業員数 労働基準監督署の証明又は町長の認定するところによる。

### (奨励措置)

第3条 町長は、設備を新設又は増設する者のうち、次の各号のいずれにも該当する者に対し、予算の範囲内で奨励金を交付する。

- (1) 新設する場合は、新設する設備の面積が 500 平方メートル以上であること。また、増設する場合は、増設前の面積の 20 パーセント以上を増設し、かつ、増設後の面積が 500 平方メートル以上であること。
- (2) 当該設備の操業を開始した日から 1 年を経過した日において 6 箇月以上就業している従業員数が、新設の場合は 10 人以上、増設の場合は従前の従業員数より 20 パーセントかつ 5 人以上増加し、増設後の従業員数が 15 人以上となること。
- (3) 公害防止及び開発行為に関する法令、条例等の規制を受けるものについては、関係機関と協議がなされ、協定書等の締結を完了していること。
- (4) 一の施設（一の家屋若しくは構築物又は用途上不可分の関係にある二以上の家屋若しくは構築物であって一団の土地にあるものに限る。）であつて当該施設の用に供する家屋又は構築物を構成する減価償却資産（所得税法施行令（昭和 40 年政令第 96 号）第 6 条第 1 号及び第 2 号又は法人税法施行令（昭和 40 年政令第 97 号）第 13 条第 1 号及び第 2 号に掲げるものに限る。）及び当該施設の敷地である土地（平成 26 年 1 月 1 日以後に取得し、その取得の日の翌日から起算して 1 年以内に当該土地を敷地とする当該施設の建設の着手があった場合に限る。）の取得価額の合計額が、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（平成 19 年法律第 40 号）第 20 条に規定する総務省令で定める施設の取得価額の合計額以下であること。

### (奨励金の額)

第4条 前条の規定により交付することができる奨励金の限度額は、次に定めるところによる。

- (1) 納税義務が発生する初年度から、当該年度から起算して 3 年度までの間 各年度における固定資産税額に相当する額
- (2) 納税義務が発生する初年度から起算して 4 年度及び 5 年度 各年度における固定資産税額に相当する額の 2 分の 1

2 前項の納税義務及び固定資産税額は、設備の新設又は増設部分について、里庄町税条例（昭和36年里庄町条例第9号）に基づき賦課される固定資産税に係るものに限る。

（便宜供与）

第5条 町長は、第3条の規定に該当する者に対し、設備用地、住宅用地、上水道、工業用水及び道路等の整備又は拡張、労働力の確保並びに関係各者との調整に協力するものとする。

（事業計画書の提出）

第6条 第3条の規定により、奨励金を受けようとする者は、あらかじめ当該設備の新設又は増設に着手する前に、当該設備に係る内容を具備した事業計画書を町長に提出しなければならない。ただし、特段の事情があると町長が認めた場合は、この限りでない。

（奨励措置適用の可否の通知）

第7条 町長は、前条の事業計画書が提出されたときは、内容を審査の上、奨励措置適用の可否を決定し、提出者に通知するものとする。

（事業計画の再提出）

第8条 奨励措置の不適用の通知を受けた者が、改めて奨励措置の適用を受けようとするときは、第6条の規定に基づき、再度事業計画書を提出することができる。

（事業計画の変更）

第9条 第7条の規定により、奨励措置の適用を受けた者が、第6条に規定する事業計画を変更する場合は、事業計画変更届をあらかじめ町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項に規定する事業計画変更届が提出されたときは、内容を審査し、奨励措置が不適用となった場合、その旨を提出者に通知するものとする。

（完了報告）

第10条 第7条の規定により、奨励措置の適用の通知を受けた者は、当該設備の新設又は増設が完了した日から1箇月以内に、完了報告書を作成し町長に提出しなければならない。

（適用除外）

第11条 この条例の規定は、里庄町企業立地等を重点的に促進すべき区域における固定資産税の課税免除に関する条例（平成26年里庄町条例第1号）の規定による固定資産税の課税免除の適用を受けるものについては、適用しない。

（委任）

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 この条例の規定は、平成27年度分の固定資産税から適用する。

議案第7号

里庄町企業立地等を重点的に促進すべき区域における固定資産税の課税免除に関する条例の制定について

里庄町企業立地等を重点的に促進すべき区域における固定資産税の課税免除に関する条例を別紙のとおり定める。

平成26年3月5日提出

里庄町長 大内 恒章

(提案理由)

企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（平成19年法律第40号）に基づき、企業立地及び事業高度化を促進し、産業集積の形成及び活性化を図るため、地方税法（昭和25年法律第226号）第6条第1項の規定による固定資産税の課税免除について、必要な事項を定めることを目的に、里庄町企業立地等を重点的に促進すべき区域における固定資産税の課税免除に関する条例を制定する必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

里庄町企業立地等を重点的に促進すべき区域における固定資産税の課税免除に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（平成 19 年法律第 40 号。以下「法」という。）に基づき、企業立地及び事業高度化を促進し、産業集積の形成及び活性化を図るため、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 6 条第 1 項の規定による固定資産税の課税免除について、必要な事項を定めることを目的とする。

(課税免除)

第2条 法第 9 条第 1 項に規定する同意集積区域内において、法第 5 条第 5 項の規定による産業集積の形成又は産業集積の活性化に関する基本的な計画の同意の日（以下「同意日」という。）から起算して 5 年以内に、法第 15 条第 2 項に規定する承認企業立地計画に従って企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第 20 条の地方公共団体等を定める省令（平成 19 年総務省令第 94 号。以下「省令」という。）第 3 条に規定する対象施設（以下「対象施設」という。）を設置した者（法第 5 条第 2 項第 6 号に規定する指定集積業種であって省令第 4 条に規定する業種に属する事業を行う者に限る。）に対し、当該対象施設の用に供する家屋若しくは構築物（当該対象施設の用に供する部分に限るものとし、事業所等に係るものと除く。）又はこれらの敷地である土地（同意日以後に取得したものに限り、かつ、その取得の日の翌日から起算して 1 年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があった場合における当該土地に限る。）については、新たに固定資産税を課すこととなった年度から 3 年度分に限り、固定資産税を課さない。

(課税免除の届出等)

第3条 前条の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の 1 月 1 日現在における当該固定資産について、次に掲げる事項を記載した届出書を同月 31 日までに町長に提出しなければならない。

- (1) 所有者の住所及び氏名又は名称
- (2) 当該固定資産の所在地、取得価額及び取得年月日
- (3) その他参考事項

2 町長は、前項の届出があった場合において必要があると認めるとときは、当該届出に係る事項について調査することができる。

(虚偽の届出者等に対する措置)

第4条 前条第 1 項の期限内に正当な理由がなく届出をせず、若しくは偽りその他不正の事実を記載して同項の届出をした者又は正当な理由がなく同条第 2 項の調査を拒み、若しくは妨げた者に対しては、第 2 条の規定は適用しない。

(適用除外)

第5条 この条例の規定は、里庄町企業育成振興条例（平成 26 年里庄町条例第 号）の規定による奨励措置を受けるものについては、適用しない。

(その他)

第6条 この条例に定めるものを除くほか、第 2 条に掲げる固定資産に係る固定資産税に

については、里庄町税条例（昭和 36 年里庄町条例第 9 号）の定めるところによる。

（委任）

第 7 条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。  
（適用区分）
- 2 この条例の規定は、平成 27 年度分の固定資産税から適用する。

議案第 8 号

里庄町課設置条例の一部改正について

里庄町課設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

平成 26 年 3 月 5 日提出

里庄町長 大内 恒章

(提案理由)

一部事務の移管等のため、条例上の整理を行う必要がある。  
これがこの議案を提出する理由である。

平成 26 年 3 月 日公布  
里庄町条例第 号

## 里庄町課設置条例の一部を改正する条例

里庄町課設置条例（昭和 35 年里庄町条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

### 第 2 条中

#### 「 総務課

- (1) 議会及び町の行政一般
- (2) 予算その他財政に関する事項
- (3) 財産の管理に関する事項
- (4) 栄典及び表彰に関する事項
- (5) 職員の人事、給与、研修及び福利厚生に関する事項
- (6) 入札及び入札による契約に関する事項
- (7) 文書、条例、規則その他庶務に関する事項
- (8) 消防、防災その他危機管理に関する事項
- (9) 選挙に関する事項
- (10) 会計に関する事項
- (11) その他他課の主管に属せざる事項

#### 企画商工課

- (1) 町行政の重要施策の企画及び総合調整に関する事項
- (2) 町民活動及び町民との協働に関する事項
- (3) 広聴広報に関する事項
- (4) 情報化に関する事項
- (5) 交通安全に関する事項
- (6) 統計に関する事項
- (7) 商業、工業及び観光に関する事項
- (8) 労働政策に関する事項
- (9) 消費生活に関する事項
- (10) 人権政策に関する事項
- (11) その他企画及び商工一般に関する事項

」

を

#### 「 総務課

- (1) 議会及び町の行政一般
- (2) 予算その他財政に関する事項
- (3) 財産の管理に関する事項
- (4) 栄典及び表彰に関する事項
- (5) 職員の人事、給与、研修及び福利厚生に関する事項
- (6) 入札及び入札による契約に関する事項
- (7) 文書、条例、規則その他庶務に関する事項
- (8) 消防、防災その他危機管理に関する事項
- (9) 選挙に関する事項
- (10) 会計に関する事項
- (11) 情報化の推進に関する事項

- (12) 情報の管理及び保護に関する事項
- (13) 里庄町介護老人保健施設里見川荘の指定管理者業務に関する事項
- (14) その他他課の主管に属しない事項

#### 企画商工課

- (1) 町行政の重要施策の企画及び総合調整に関する事項
- (2) 町民活動及び町民との協働に関する事項
- (3) 広聴広報に関する事項
- (4) 交通安全に関する事項
- (5) 統計に関する事項
- (6) 商業、工業及び観光に関する事項
- (7) 労働政策に関する事項
- (8) 消費生活に関する事項
- (9) 人権政策に関する事項
- (10) その他企画及び商工一般に関する事項

」

に改める。

#### 附 則

この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

議案第9号

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

平成26年3月5日提出

里庄町長 大内 恒章

(提案理由)

本条例に規定する選挙長等の報酬の額について、国會議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律（昭和25年法律第179号）で定める基準額を勘案し、額の調整を図るために、また、分館長及び組合長について、特別職の非常勤の職員に該当しないため、所要の改正をするものである。

これが、この議案を提出する理由である。

平成26年3月 日公布  
里庄町条例第 号

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和36年里庄町条例第16号)の一部を次のように改正する。

別表中

選挙長	日額	16,000円
投票管理者	日額	16,000円
開票管理者	日額	16,000円
投票立会人	日額	15,000円

を

選挙長	日額	13,000円
投票管理者	日額	13,000円
開票管理者	日額	13,000円
投票立会人	日額	12,000円

に改め、分館長の部及び組合長の部を削る。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

議案第 10 号

里庄町振興計画審議会条例の一部改正について

里庄町振興計画審議会条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

平成 26 年 3 月 5 日提出

里庄町長 大内 恒章

(提案理由)

地方自治法の一部を改正する法律（平成 23 年法律第 35 号）の施行に伴い、所要の改正を行う必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

平成 26 年 3 月 日公布  
里庄町条例第 号

里庄町振興計画審議会条例の一部を改正する条例

里庄町振興計画審議会条例（昭和 44 年里庄町条例第 11 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 2 条第 4 項の趣旨を受け、同法」を削り、第 2 条を次のように改める。

（所掌事務）

第 2 条 審議会は、町長の諮問に応じ、里庄町振興計画に関する事項について調査及び審議する。

附 則

この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 11 号

里庄町税条例の一部改正について

里庄町税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

平成 26 年 3 月 5 日提出

里庄町長 大内 恒章

(提案理由)

認可地縁団体及び特定非営利活動法人に係る法人の町民税の減免について規定するため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

平成 26 年 3 月 日 公 布  
里 庄 町 条 例 第 号

### 里庄町税条例の一部を改正する条例

里庄町税条例（昭和 36 年里庄町条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 51 条第 1 項中「町民税」を「、町民税」に改め、同項第 4 号中「財団法人」の次に「で収益事業（地方税法施行令（昭和 25 年政令第 245 号）第 7 条の 4 に規定する収益事業をいう。以下において同じ。）を行わないもの」を加え、同項中第 5 号を第 7 号とし、第 4 号の次に次の 2 号を加える。

（5） 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 1 項に規定する認可を受けた地縁団体で収益事業を行わないもの

（6） 特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 2 条第 2 項に規定する特定非営利活動法人で収益事業を行わないもの

#### 附 則

##### （施行期日）

1 この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

##### （経過措置）

2 この条例による改正後の規定は、平成 26 年度以後の年度分の法人の町民税の均等割について適用し、平成 25 年度分までの法人の町民税の均等割については、なお従前の例による。

議案第 12 号

里庄町社会教育委員設置条例の一部改正について

里庄町社会教育委員設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

平成 26 年 3 月 5 日提出

里庄町長 大内 恒章

(提案理由)

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成 25 年法律第 44 号）により、社会教育法（昭和 24 年法律第 207 号）の一部が改正され、社会教育委員の委嘱の基準について、文部科学省令で定める基準を参照して地方公共団体の条例で定めることとされたため、所要の改正をしようとするものである。

これが、この議案を提出する理由である。

平成 26 年 3 月 日 公 布  
里 庄 町 条 例 第 号

### 里庄町社会教育委員設置条例の一部を改正する条例

里庄町社会教育委員設置条例（昭和 48 年里庄町条例第 10 号）の一部を次のように改正する。  
第 3 条中「学校教育及び社会教育の関係者並びに学識経験のある者」を「次に掲げる者」に  
改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 学校教育及び社会教育の関係者
- (2) 家庭教育の向上に資する活動を行う者
- (3) 学識経験のある者

#### 附 則

この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 13 号

里庄町公民館条例の一部改正について

里庄町公民館条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

平成 26 年 3 月 5 日提出

里庄町長 大内 恒章

(提案理由)

公益財団法人科学振興仁科財団が所有する仁科会館の一部を社会教育法(昭和 24 年法律第 207 号)第 21 条第 1 項の規定に基づく公民館として使用するために仁科会館を部分的用途区分する必要があるため、所要の改正をしようとするものである。

これが、この議案を提出する理由である。

平成 26 年 3 月 日公布  
里庄町条例第 号

### 里庄町公民館条例の一部を改正する条例

里庄町公民館条例（平成 25 年里庄町条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第 2 条関係）

名称	位置	区分	対象地区
中央公民館	里庄町大字里見1107番地2		全町
東公民館	里庄町大字里見6385番地		主として里見地区
西公民館	里庄町大字浜中892番地1	公益財団法人科学振興仁科財団が所有する仁科会館1階のうち次に該当する部分 図書資料室 パソコン室 実験実習室 教養室1、2 インターネット体験ルーム	主として浜中、新庄地区

備考 中央公民館は、公民館の設置及び運営に関する基準（昭和 34 年文部省告示第 98 号）第 7 条第 1 項に定める公民館とする。

### 附 則

この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 14 号

里庄町営住宅管理条例の一部改正について

里庄町営住宅管理条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

平成 26 年 3 月 5 日提出

里庄町長 大内 恒章

(提案理由)

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 72 号）が施行され、引用している配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成 13 年法律第 31 号）の法律題名が改正されたことに伴い所用の改正を行う必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

平成 26 年 3 月 日公布  
里庄町条例第 号

里庄町営住宅管理条例の一部を改正する条例

里庄町営住宅管理条例（平成 9 年里庄町条例第 24 号）の一部を次のように改  
正する。

第 5 条第 2 項第 8 号中「被害者の保護」の次に「等」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第15号

里庄町介護老人保健施設施設長の給与等に関する条例及び里庄町居宅介護支援事業所設置条例の廃止について

里庄町介護老人保健施設施設長の給与等に関する条例及び里庄町居宅介護支援事業所設置条例を廃止する条例を別紙のとおり定める。

平成26年3月5日提出

里庄町長 大内 恒章

(提案理由)

平成26年4月1日から里庄町介護老人保健施設里見川荘が指定管理者制度に移行し、また、同施設内に設置している里庄町居宅介護支援事業所が平成26年3月31日に廃止されるため、所要の条例制定を行う必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

平成 26 年 3 月 日公布  
里庄町条例第 号

里庄町介護老人保健施設設長の給与等に関する条例及び里庄町居宅介護支援事業所設置条例を廃止する条例

次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 里庄町介護老人保健施設設長の給与等に関する条例（平成 4 年里庄町条例第 9 号）
- (2) 里庄町居宅介護支援事業所設置条例（平成 23 年里庄町条例第 1 号）

附 則

この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。